

インターネット上の掲示板等での誹謗中傷などの書き込みから、
人権を守るための措置を求める意見書

近年、インターネットは、家庭、職場、学校のパソコンや携帯電話などを介して、社会、経済、教育、文化などあらゆる活動の基盤として利用され、近代社会にはなくてはならないものとなっている。

しかしながら、その一方で、インターネットの特性である「匿名性」が悪用され、インターネットの掲示板においては、特定の個人を誹謗中傷し、名誉を著しく傷付け、又はプライバシーを侵害する書き込みが横行しており、また、事実と異なる情報が発信されることにより全く関係のない個人の人権が侵害されるなど、インターネットを介した情報発信による人権侵害は後を絶たない。

当然のことながら、インターネットを介して発信された情報は、世界中の不特定多数の者に拡散していくため、完全にその情報を消し去ることは不可能に近く、一度、人権を侵害する情報が発信されれば、その被害は回復困難な重大なものとなることから、これらの被害を防ぐ措置を講じるとともに、被害者の救済措置を講じることが必要である。

よって、国及び政府においては、被害者救済相談窓口のさらなる充実やインターネット利用の規範づくりを進めるなど国民の人権を守るため、啓発活動をはじめ、総務省、警察当局の機能強化を図り、実効性のある措置を速やかに講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月24日

大津市議会議長 青山 三四郎

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長

あて